

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年9月29日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第5号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(47) 財団法人全国市町村研修財団

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)